

八幡平市監査委員告示第7号

令和6年7月4日付け八監査第070401号の定期監査（令和6年5月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年9月27日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 岩 根 修 象

措置内容 別紙のとおり

定期監査指摘事項の措置状況等通知書

西根総合支所・西根地区市民センター

令和6年5月21日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
① 自治会活動費補助金交付申請書の金額の訂正処理について【指摘事項】 自治会活動費補助金交付申請書の収支予算書の内容に二重線が引かれ、金額が訂正されているが、訂正箇所に申請者印の訂正印が押印されていない。訂正の理由は、当該申請書を受理した後に、一部の自治公民館に対する予算配分の変更が生じたことや申請内容に誤記載があったことなどから、同支所において申請額等を訂正したものである。なお、訂正に当たっては、申請者側の了解を得たとしているが、その際、申請者側に金額の訂正と訂正印の押印、そして、訂正処理後の再提出を要請するべきであった。当該補助金申請書が公文書である以上、訂正と訂正印処理を適切に行う必要がある。今後においては、より一層、申請者側との意思疎通を図り、適正な事務処理の執行に努めること。	補助金交付申請書の収支予算書を訂正したものは、申請者に訂正後の書類を再提出、又は訂正箇所に訂正印処理を行った。	補助金交付申請書の収支予算書に訂正箇所がある場合は、申請者に書類を再提出、又は訂正箇所に訂正印処理を行った書類をもって受付し、担当者だけでなく所内で文書処理の趣旨の徹底を行い、適正な事務執行に努める。 また自治会への補助金交付申請書等提出通知に、資料の内容に訂正がある場合は、書類の再提出、又は訂正箇所に訂正印処理を行った書類を提出するよう記載する。	令和6年7月24日